

第29回さいたま地方裁判所委員会【議事概要】

第1 日時

平成28年5月19日(木) 15:00～17:00

第2 場所

さいたま地方裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】

荒木直人, 阿波拓洋, 重川純子, 高野輝久, 高橋弘行, 高山光明, 田中歳光, 内藤晋太郎, 中山福二, 長谷和生, 堀光美知子, 深山卓也〔委員長〕(五十音順, 敬称略)

【オブザーバー】

(事務局) 中田康夫, 中村陽史, 清水敦子, 田村光希雄, 道田進

第4 議題

「裁判所の広報について」

第5 議事

1 開会

2 委員交代の紹介及び各委員の自己紹介(重川委員, 高山委員, 田中委員, 内藤委員, 長谷委員, 堀光委員, 深山委員)

委員長代理から, 前回委員会から本委員会までの間に, 江口委員, 金澤委員, 河合委員, 柴野委員, 多和田委員, 藤山委員, 吉田委員, 吉野委員の退任に伴い, 新たに就任された重川委員, 高山委員, 田中委員, 内藤委員, 長谷委員, 堀光委員, 深山委員が紹介され, 各委員からあいさつがあった。

その後, 河合前委員長の退任に伴い, 委員長の互選が行われ, 深山委員が委員長に選任された。

3 議題「裁判所の広報について」

(1) さいたま地方裁判所事務局清水総務課長による説明

裁判所における広報の在り方とさいたま地裁における広報の現状について, 説明した。

(2) 質疑応答

(委員長) 裁判所は, 司法という社会において不可欠の機能と役割を担って

いるが、立法や行政と比較して、司法は、どうしても国民から遠い存在のように感じられているように思う。裁判所は、国民の皆様にもっと裁判について知っていただきたいし、裁判官についても身近な存在として認識していただきたいと考えている。そのために、裁判所の役割を正しく知っていただくことが重要であり、裁判を実際に傍聴し、また裁判官と直接対話する機会を作るなどして、国民と裁判所の距離を近づけていくことができないだろうかと考えている。裁判や裁判官をもっと身近な存在であることを認識してもらうためには、裁判所が、どのような情報をどのような方法で発信していくべきであるか、裁判所の「広報」について、御意見をいただきたい。

(委員) 5月13日に実施した広報イベントの周知はどのように行ったのか。

(委員長) チラシを裁判所のホームページにアップしたり、埼玉県内の大学にポスターを掲示してもらったりした。

(委員) 参加者は、裁判官とどのような対話をしたのか。

(委員長) まず、裁判官から、裁判官の役割や裁判手続について一般的な説明をした。次に、裁判を傍聴し、傍聴が終わった後、実際に期日を進行した裁判官が法廷内で説明を行い、その後、裁判員裁判で使用する評議室に移動して質疑応答を行った。

なお、このイベントでは定員30名の募集を行ったが、参加者は7名であった。募集方法については工夫が必要であったと思われる。

(委員) 埼玉県内の大学には法学部がないとはいえ、参加者数が7名とはあまりに少ない。

(委員長) 参加者に対して行ったアンケートによれば、とても良い企画だったと好評であった。このような広報企画にたくさんの人に参加してもらうためにはどうしたらよいか。

(委員) 大学には、たくさんのパンフレット等が送付される。そのような中で、チラシやポスターを見て参加するには、学生によほどの興味がなければ難しいのではないだろうか。授業等で先生から紹介があれば、参加するだろう。今回、大学生を対象にしたのはなぜか。

(委員長) 大学生のみに広報したいということではなく、多くの方々を対象に行いたいところでもあった。他方で、裁判所からの説明は若干難しい内容もあり、今回のイベントは新たな試みの部分もあったことから、まずは大学生のみを対象にすることとした。

(委員) 法学部の学生は、裁判に興味があるだろう。埼玉県は、県外への通勤・通学が大変多い県であるから、広報イベントの周知は埼玉県内に限らず、近隣に広げてはどうか。埼玉県庁でも行っているSNSを利用した広報を活用すれば、特に大学生には効果的であろう。

(委員) 警察には、警察の仕組みを知らしめる広報、警察活動全般について説明責任を果たすための広報、犯罪の未然防止のための広報等がある。

例えば、特殊詐欺の発生が多いことは周知されているが、実際に各人が被害に遭う可能性があることを一人一人に実感してもらい被害を防ぐことには苦勞している。

裁判所の仕組みや現状を知ってもらうための広報については理解したが、例えば、調停手続を実際に利用してもらうための広報も必要ではないか。民事裁判や民事調停を利用してもらうためにはどのような広報をしているのか。

(委員長) 今回は刑事事件を題材にしたものであった。今後は民事裁判についての企画も実施していこうと考えている。民事調停も民事裁判もトラブルを抱えている人が行うものというところは同じだが、民事調停は申立費用が安く、簡易な手続といえる。民事調停はどのような広報が考えられるか。

(委員) 各簡易裁判所の所在地には調停協会があり、無料の調停手続相談会を実施している。マスコミを通じて広報を行うと、参加者が多くなる。

(委員) 弁護士会でもいろいろな企画を年間数十件行っている。マスメディアに企画が取り上げられる場合と取り上げられない場合があり、取り上げられると非常に参加者が多くなる。広報とマスメディアは切っても切れない関係にあると実感している。

(委員) 学校の授業でも調停という制度について触れられているが、調停で何ができるかについてはよく知られていないのではないか。調停で何ができるかについて、もう少し分かりやすいパンフレットやウェブサイトがあると、調停を試してみようということになるのではないか。また、消費相談センターには、消費生活の問題だけでなく、日常生活のちょっとした困りごとのようなものまで、いろいろな相談がくる。相談員の方が、調停という方法があることを知っていれば、調停について紹介できるのではないか。相談員を対象に調停で何ができるかを知ってもらうようにしてはどうか。

(委員) 裁判所は、やはり国民から距離が遠い存在のように思われる。いろいろな施設の見学会に行くと、建築の様子や普段は見ることのできないところを見ることができる。裁判所の見学会を実施し、そこでいろいろなポスターや張り紙を見ることで、調停や裁判の仕組みや事務を知ってもらうことができるのではないか。どのようなPRの方法が良いのかは、どのような人を対象にするかによっても異なるので難しいが、まずはその施設に足を運ぶことで関心が生まれるのではないか。一般に「所」のつくところは、何か用がなければ、入りにくいものである。

(委員長) 裁判傍聴は、いつでも誰でもできるものであるが、法曹関係者以外には、傍聴できること自体、それほど知られていない。一般の人の中には、傍聴のためであっても、法廷内に勝手に入ってはいけないという感覚がある人もいるかもしれない。

(委員) 裁判所の広報の目的は、民事裁判や調停をもっと利用してもらうためのものなのか、それとも、親しみを持ってもらうためのものなのか。

(委員長) 裁判所は物を売るような商売という性質はないので、民事裁判や調停の利用件数がどんどん増えればそれで良いとは一概には言えない。例えば、刑事裁判などは件数が減る方が社会にとって良いものであることは間違いない。しかし、裁判傍聴に訪れる人の数が少ないというのは司法制度改革の中でも問題となった。事件の数を増

やすのが良いという訳ではないが、裁判手続を利用したいという人達に無用な我慢を強いているのではないかという懸念もあることから、裁判所を利用することに抵抗感がない社会の実現を目指すことが大切である。

(委員) 国選弁護士制度のある刑事裁判と比較して、民事裁判は、費用の面でも、非常にハードルが高くなっているように思われる。その点について、一般的な人にお知らせはしているか。

(委員) 民事裁判を利用するかどうかは、民事実体法の影響が大きいようにも思われる。裁判所を国民に理解していただくという意味で広報は行うべきであるが、民事裁判を人にお勧めする意味での広報は、あまり熱心には行っていないのではないか。

(委員) 昨年まで、法テラスの長をしていたが、法テラスの広報について悩んでいた。法テラスは司法制度改革の成果としてできたものである。毎年、法テラスの認知度調査をしているが、最近、ようやく認知度が5割を超えたという状況である。

(委員長) 法テラスの利用について、資力のない人には支払を免除する制度もある。電話での法律相談については基本的に無料である。

(委員) 家庭科に関わっているが、新しい教科書の中には、法テラスについて載っているものもある。しかし、家庭科は授業の時間数が少ないので、法テラスについて生徒にどのくらい伝わっているかは分からない。高校の公民の教科書等にも出ているのかもしれないが、学生には十分に認識されていないようにも思われる。

(委員) 弁護士を介さずに調停手続を行っている割合はどれほどか。

(委員) 民事調停の場合、感覚的には、8割くらいが弁護士を選任していないように思われる。専門的な事件や複雑な事件は弁護士を選任しているが、それ以外は、本人で行っている。

(委員長) 民事裁判は法律的な知識が必要となるが、民事調停は話合いで解決するものであるから、弁護士を依頼せずに一般の人が行うのに適した手続といえる。

(委員) 手続がいかにか簡単か、また、どれくらいお金がかかるかが一般の人

にも分かれば、利用件数は増えるのではないか。

(委員長) 簡単な手続については、裁判所の受付窓口に申立書のひな形が用意されているので、それを利用して手続を申し立てることも可能である。さらに、裁判所に足を運ぶのが難しい人であれば、裁判所のホームページにアクセスすれば申立書のひな形を簡単にダウンロードすることができる。

(委員) まずは法テラスに問合せをしてみるというのもよいのではないか。

(委員) 相談員等の窓口の方に知っていただくことや見学ツアーが良いのでは、という話があったが、男女共同参画課の出先機関である配偶者暴力相談支援センターで相談業務を担当していたときに、相談員とともに裁判所の見学に来たことがある。その際、手続に思うほどお金がかからないことを知ることができた。困っている人につながる相談窓口の人達が制度を理解することが重要であり、効果的であると思われるので、相談機関の窓口の人達に積極的に声掛けをしてみてもどうか。

(委員) 一般の人が、自ら裁判所に行ってみるというのは難しいと思うが、例えば大学の先生が単位をあげるから行ってみてはどうかと声をかけたりする方法もあるだろう。

(委員) 裁判所の広報において、裁判官や書記官が、裁判を傍聴している人に積極的に話しかける場面を見たことがあり、素晴らしいと思った。個々の裁判官や書記官が、親しみやすい場を作ろうと意識していると感じたことがある。裁判所は受動的な存在であり、積極的な広報を行うことは難しいという側面はあるだろう。他方で、検察庁と比較すると、色々な人が庁舎に出入りするという潜在的な利点もある。そのような機会を捉えて、知識や制度の理解を深めることもできるのではないか。裁判員裁判では、辞退者が増えているとの情報もあるが、大学生等に刑事裁判を説明して理解を深めることは必要な取組であろう。

(委員長) 裁判員裁判で裁判員候補者の出頭率が低下している点については、今後より効果的な対策が必要である。

(委員) 先日、幾つかの裁判を傍聴した。裁判員裁判を基本とし、空いている時間にその他の裁判を傍聴した。裁判所のことを理解しようと傍聴に来たが、開廷表等を見ても、言葉が難しくて、よく分からなかったとの印象を受けた。ナビゲーションのようなものがあればよいが、そのようなものがないので、せつかく裁判について理解しようと思って来ても、今のままでは、よく分からなかったということになるのであろう。裁判員裁判は、とても分かりやすく手続が進められているが、その他の裁判は、とても早口で、資料もなく、専門的な言葉が多くて、裁判を傍聴すると、逆に遠い存在になるとの印象を受けた。それらについての配慮も必要であろう。裁判員裁判の出頭率が低下しているとの話があったが、リーフレットには、参加してよかったとの回答が多いと記載されていることに非常に驚いた。内容の重いものが多く、不安なところも多いと思うが、そのような点をケアする仕組みはあるのか。

(委員) 裁判員のアンケートによると、最初は裁判員に選ばれて嫌だったが、最後にはやってよかったという声が本当に多い。一人の人間の人生の大きな部分を決めなければならないということで、非常にやりがいがあるものと思われる。裁判員裁判になり、弁護士及び検察官の話す内容が裁判員裁判以外のものと比べてとても分かりやすいものになった。裁判官も皆、裁判員の方々の不安を少しでも取り除くことができるよう気を配っている。裁判員をやりたい人もやりたくない人も、辞退することなくできるだけ多くの方々に裁判員を積極的に引き受けてもらうことにより、裁判員裁判に興味を持ち、理解してもらいたい。

(委員) 裁判員裁判以外の刑事裁判や民事裁判も分かりやすくするのが理想ではあるが、現実にはなかなか難しいということは理解できるところでもある。

(委員長) 先日のイベントでは、裁判の導入部分と終わりの部分で裁判官から解説を行った点が分かりやすく良かったという声があった。刑事裁判は一時間程度の審理で終わるものもあるが、民事裁判は一回

のみの審理では終わらないものがほとんどであり、一度の傍聴だけでは内容がよく分からないという意見が出てくるのも理解できる。

(委員) マスコミの役割が重要であることは痛感している。裁判所の広報イベントを紹介することはやぶさかではない。しかし、一番気になったのは、何のために裁判を傍聴してみませんかと誘っているのか、本物の裁判官と話をして、行く人も裁判所もどのような良いことがあるかなどのゴールが伝わらなければ人は集まらないであろう。誘う人と誘われる人が、どのようにWINWIN（ウィンウィン）の関係になるのかが明確に分かることが重要である。公共放送は営利を目的とはしていない。伝えることで多くの人に有形無形の利益や成果を受けてもらいたいと考えている。私は、広報は、「S」（広い意味でのサービス）であると考えている。裁判所も公共機関であり、どういう意味を持ってこのサービスをしようとしているかということを経験した上でイベントを実施していただきたい。

調停の活動を国民にどこまでお知らせしたらよいかについては、民業圧迫にならないかという観点からも関心がある。国民全員が調停を利用したら、弁護士の民業圧迫になるかもしれない。裁判所が、どこまで本気で調停を利用してもらうことを考えているのかというところにも、マスコミとして関心がある。

これまでいろいろな取材先に取材したが、一番取材が困難だったのが、裁判官である。裁判所の独立性から、マスコミからの質問が裁判の結果に影響を与えてしまうかもしれないということは理解している。その意味でも、大学生とはいえ、裁判官と会話をすると試みは、非常に興味深い。

だからこそ、その会話によって何が生まれるのか、裁判官が自分の考えていることをどこまで言えるのかについて関心がある。司法制度改革の結果、お互いの歩み寄りが少しずつ進んできているように思うが、もし本当に開かれた司法、国民に歩み寄る司法というものを持っているのであれば、そういう面から考えていただければと思う。歩み寄ろうという取組の中で、どのように歩み寄ろうとして

いるのか、どこまでをゴールとしているのかが分かれば、我々も裁判所がこのように変わろうとしているという趣旨で番組を企画することができるだろう。

(委員) 裁判官は事件の内容について外部に言っはいけないことが多いことから、遠い存在に感じられるかもしれない。裁判官が外に出て話すことについては、ある程度の制約はあるが、昔に比べればかなり風通しがよくなってきているのではないか。

(委員長) 昔は裁判官は公平という立場のもと、上座に座って裁判を行っている存在であったかもしれない。しかし、それが国民から本当に信頼を得ていると言えるのだろうか。一昔前の裁判官のイメージや在り方を変えていくことで、裁判というものの信頼を得ていきたい。

(委員) 企画に参加してきた大学生は、司法試験を受験しようとしている学生だったのか。

(委員長) 司法試験を受験する学生ではなかったと聞いている。

(委員) 教育学部の学生であれば、教養としてだけでなく、社会や公民の政経を教える前提として、実際に裁判所を見てもみることは重要と思われる。そのような学生を対象にする場合、参加する学生が実際に裁判官と話してみたいかどうかは分からない。誰を対象とするかによっても、呼びかけやアピールの方法が変わってくるだろう。

(委員長) 民間企業であれば目標とする売上額のような物差しがあるのでわかりやすいが、司法は受け身の部分も多く、達成すべき目標設定がしにくいところがある。しかし、だからといって受け身のままの現状でよいということではないから、今後も積極的に広報活動を行っていきたい。

第6 次回のテーマについて

次回のテーマについて意見交換を行った結果、「裁判員裁判」をテーマとして取り上げることにした。

第7 次回期日

平成28年11月24日(木)午後3時